

レンタル規約

本契約書は、有限会社アーク(以下アーク)とお客様との間のレンタル契約について適用されます。この契約が適用されない場合は別紙による特別な契約を必要とします。レンタル商品をご利用の際には、当規約の条項をご了承いただくものとし、お客様のご署名をいただきます。

第1条(レンタル商品)

1. アークはお客様に申込書記載のレンタル商品を一定期間貸し出します。

第2条(レンタル期間)

1. レンタル期間は申込書に記載された通りとし、アークがお客様に商品をお渡しした当日より開始されます。レンタル最終日にご来店、および手渡しにてご返却いただきます。ご連絡がなく、返却を遅延された場合、遅延1日1台につきPC:1,500円、プロジェクター:2,000円の追加料金をご請求いたします。

2. 返却日前に、ご連絡いただくことでレンタル期間の延長をさせていただきます。延長の際の、最低レンタル期間は1日となります。

第3条(レンタル料金)

1. お客様はアークに対して申込書に記載されたレンタル料を先払いにて支払うものとします。支払い方法は商品を直渡し時に現金払いとなります。

2. アークのレンタル商品に関しては、保証金5,000円をお預かりします。保証金は、レンタル商品返却時に、全額ご返金いたします。

第4条(レンタル商品の引渡し)

原則として、アークにて、営業時間内の受け渡しとします。

第5条(レンタル商品における性能責任)

アークはレンタル商品について通常OSが正常に起動する事の確認以外に関する責任を負わないものとします。お客様が使用するアプリケーション環境、および使用の保証責任を負わないものとします。レンタル商品を引渡した当日に不具合のご連絡がない場合は正常に引渡し完了したものとします。

お客様の責によらない場合でレンタル商品に故障が生じた場合はレンタル商品を別機と交換させていただくか、もしくは商品使用不能期間中のレンタル料を減額しお返し致します。

第6条(レンタル商品の保管と使用)

1. お客様は、レンタル商品の保管と使用にあたり、ご自身の所有物と同等に注意をもってこれを取り扱って頂くものとします。

2. お客様は、いかなる場合もレンタル商品の解体・改造、加工等をしないこと。第三者への転貸を行う事を禁止します。

3. レンタル商品自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、お客様がこれを賠償します。

4. レンタル商品は貸し出し前に天板、右側面、左側面、底面を撮影しております。それによってレンタル使用後に商品の破損等があるかないかを判別します。通常の消耗で費用を請求することはありませんが、明らかにお客様の乱雑な扱いによる機器の汚れや割れ、故障等が発生した場合は、お預かりしている保証金を修理費に充当し、不足額は全額現金にてお支払い頂くものとします。商品返却時すぐに判別できない場合は、後日確認し、故障等がある場合はご連絡させていただきます。

5. お客様は、レンタル商品を第三者に不当に譲渡したり、アークの権利を侵害する一切の行為をしません。

第7条(物件の使用地域)

レンタル商品の使用地域は奈良県内とします。

第8条(お客様の作成したデータについて)

お客様がレンタル商品のパソコンを使用して作成したデータはお客様の責任においてUSBメモリ等のリムーバブル媒体にコピーするなどして頂きデータは出来るだけ削除して下さい。商品を返却していただいた時点でアークはお客様の作成されたデータを全て削除致します。それによって何らかの問題が発生してもアークは一切の責任を負いません。

第9条(契約の解除)

お客様が以下の項目の1つにでも該当した場合には、アークは催告、告知なくレンタル契約の解除処置をとることが出来ることとします。この場合直ちにお客様はアークにレンタル商品を返却する事とします。そして発送など商品の確保にかかる費用、および保全等に要した費用などを損害賠償金として直ちに支払うものとします。

(1) レンタルの返却が事前連絡なく遅延したとき(後日お客様は延滞料金をお支払うものとします)

(2) 故意または重大な過失により、レンタル商品に修理不能な損害、または紛失したとき

(3) その他の本契約の各条項の一つにでも違反したとき

第10条(専属的合意管轄裁判所)

本規約およびサービスについてアークとお客様間に訴訟が生じたときは、葛城簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2013年4月1日施工